

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金

新規参入定着活動事業実施要領

制定 平成 9 年 3 月 7 日

改正 平成 21 年 12 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、新規参入時の林業従事者の住宅確保が困難な状況であることを踏まえ、事業主体が新規参入した者の住宅を確保した場合、又は新規参入者自らが就業に際して新たに住宅を確保した場合に、その住宅の確保に要する経費に対して、公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金（以下「財団」という。）が、予算の範囲内において助成することについて必要な事項を定める。

(事業主体)

第2条 事業主体は、次に掲げる者で財団理事長（以下「理事長」という。）が認めたものとする。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）。
- (2) 前項の「認定事業主」と同等の能力を有している事業体で、当該年度若しくは次年度に改善計画を作成し、「認定事業主」となる予定の者。

(新規参入者)

第3条 新規参入者とは、認定事業主等が新たに確保する作業班員で、概ね40才以下の者をいう。

(事業計画)

第4条 事業主体は、賃貸借契約締結後すみやかに新規参入定着活動事業計画書（様式第1号）を財団へ提出するものとする。

(事業内容)

第5条 この事業は、事業主体が事業計画に基づき新規参入した者の住宅を確保した場合（賃貸物件の所有者と事業主体が賃貸契約を締結し、新規参入者に住宅を提供する場合）、又は新規参入者自らが就業に際して新たに住宅を確保した場合（賃貸物件の所有者と新規参入者が賃貸契約を締結した場合で、かつ新規参入者が採用開始日から起算して、2ヶ月前以降に転居した場合に限る。）に要する経費の一部を助成するものとする。

(助成)

第6条 前条の規定による助成率は、1/2以内とし、助成金額は千円未満切り捨てとする。なお、助成金額の上限等は別に定めることとする。

(事業計画の承認及び助成金の内示)

第7条 理事長は、事業計画の内容等を審査し、適正と認めたときは、事業計画の承認について（様式第2号）により事業主体に通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 事業主体は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、新規参入定着活動事業変更計画書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(1) 賃貸物件に関する変更

(2) 入居する新規参入者に関する変更

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を新規参入定着活動事業変更計画の承認について（様式第4号）により事業主体に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第9条 当該年度の助成金の内示を受けた事業主体は、理事長が別に定める日までに、新規参入定着活動事業助成金交付申請書(様式第5号)を提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第10条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容等の審査のうえ助成金の交付を決定し、新規参入定着活動事業助成金交付決定通知(様式第6号)(以下「交付決定通知」という。)により、事業主体に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定通知を受けた事業主体は、事業が完了したときはすみやかに新規参入定着活動事業実績報告書(様式第7号)を、理事長あてに提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 理事長は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けた場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査により適当と認めるものについて交付する助成金額を確定し、事業主体あてに通知するものとする。ただし、助成金額の確定額が交付決定額と同額の時は、通知を省略することができるものとする。

(請求)

第13条 理事長は、前条の規定による助成金額を確定したのち、事業主体から提出される新規参入定着活動事業請求書(様式第8号)により、助成金を交付する。

附 則

- 1 この要領は、平成9年3月7日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年12月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。